

津市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年8月27日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	西	山	み	え

別紙のとおり

## 第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項に規定する事務の執行

## 第3 監査のテーマ

補助金等の交付事務について

## 第4 監査の目的

補助金等については、個別法に基づくもののほか、法第232条の2に「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。

本市においても、公益上の必要性から、令和3年度一般会計予算においては、細々節名称単位で170を超える補助金等を交付しており、各部局における施策推進のために重要な役割を担っているが、補助金等の財源は、市民からの貴重な税金で賄われていることから、交付の目的に沿って適正に執行されなければならない。

しかしながら、特定の自治会との不適切な関係により、公正・公平であるべき補助金の交付事務がゆがめられ、複数の部局において補助金を詐取され、刑事告訴にまで至る事件に発展している。この背景としては、不当要求によるところが大きいと考えるが、本市における補助金等の交付事務の中に、不正行為につながり得る事務上のリスクが潜んでいたとも言えるであろう。

そこで、これまで財政援助団体監査を実施していない補助金等の中から、各部局における市単独事業の補助金を中心に抽出し、津市事務専決規程（以下「規程」という。）、津市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び各補助金の交付要綱等に基づき、本市の補助金の交付の手續が、適正に行われているか、補助金が目的に沿って適切に執行されているか等を検証することにより、事務上のリスク、問題点等を抽出し、公正・公平で効果的な補助金等の交付事務に資することを目的として、監査を実施した。

## 第5 監査の対象について

### 1 対象部局及び補助金の名称

- (1) 危機管理部防災室（地域防災力強化推進補助金）
- (2) 市民部地域連携課（集会所建築等補助金）
- (3) スポーツ文化振興部スポーツ振興課（スポーツ推進委員会活性化事業補助金）
- (4) 環境部環境政策課（生ごみ処理機等購入費補助金）
- (5) 健康福祉部子育て推進課（早出遅出パート賃金補助金）
- (6) 商工観光部観光振興課（津うまみ発信事業支援補助金）
- (7) 農林水産部農林水産政策課（地区農政推進事業補助金）
- (8) 農林水産部農業基盤整備課（市単土地改良事業補助金）
- (9) 美杉総合支所地域振興課（名松線沿線地域魅力づくり活動事業補助金）
- (10) 教育委員会事務局生涯学習課（青少年育成市民会議活動補助金）

### 2 対象年度

平成30年度から令和2年度まで

## 第6 監査の期間

監査の期間は、令和3年4月21日から同年7月7日までである。

## 第7 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 公益性のない事業又は団体に補助金が交付されていないか。
- 2 補助金の算出は合理的な基準により行われているか。
- 3 補助金交付決定及び交付確定に係る審査は適正に行われているか。
- 4 補助事業の成果、効果は確認されているか。

## 第8 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

### 1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適

正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

## 2 指摘

- (1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの
- (2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

## 3 意見

経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

# 第9 監査の結果

## 1 地域防災力強化推進補助金（危機管理部防災室）

### (1) 目的

自主防災活動の促進により地域防災力の強化を推進することを目的とする。

### (2) 補助金の内容

#### ア 補助事業者

自主防災会を構成する自治会、自主防災会及び地区自主防災協議会

#### イ 補助対象経費

防災資機材等の整備に要する費用及び防災活動に要する費用

#### ウ 補助金の算出基準

自治会については、世帯数が400世帯以上で、備蓄食料品等購入費用の割合が補助対象経費の10分の8以上であるときは、当該年度における補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、上限額を12万円とする。これ以外の場合は、上限額を10万円とする。

自主防災会等については、自治会に準じた算定基準による。

### (3) 予算・決算・交付件数の状況（単位：千円、件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	8,592	9,433	9,333
決算額	8,475	9,314	8,832
交付件数	146	156	152

（注）総合支所予算分を除く。

### (4) 補助金の審査方法

交付申請、交付確定ともに書類審査により行われていた。

(5) 講評

実績報告の審査方法の改善について（意見）

当該補助金の実績報告の審査は、書類審査により行っており、実績報告書の添付書類は、補助対象経費に要する費用を支払ったことを証する書類の写しとしている。購入資機材によっては、防災倉庫設置等の写真の添付を必要としているものもあるが、すべての購入資機材の写真添付を義務付けること、必要な場合は現地確認をすること等によって、より確実な実績報告の審査をされたい。

2 集会所建築等補助金（市民部地域連携課）

(1) 目的

住民の地域活動の拠点として本市の区域内に存する自治会が集会所の建築等を行うことにより、住民相互の連携意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(2) 補助金の内容

ア 補助事業者

自治会

イ 補助対象経費

集会所の新築、増築、改装、修繕、売買による取得に要する費用

ウ 補助金の算出基準

補助対象経費から10万円を控除し、2分の1を乗じて得た額（限度額は、新築、増築又は売買による取得においては1,000万円、改装及び修繕においては100万円）を限度として、予算で定める額（1,000円未満切捨て）

(3) 予算・決算・交付件数の状況（単位：千円、件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	26,202	13,178	17,402
決算額	22,637	12,856	16,834
交付件数	17	25	18

(4) 補助金の審査方法

交付申請については書類審査、交付確定については書類審査及び現地確認により行われていた。

(5) 講評

ア 補助金額の再審査について（指摘）

本補助金に係る交付要綱取扱基準において、机、いす、本棚等の備品の購入に要する経費については、補助対象外経費とされている。

しかしながら、平成30年度において、拡声器等の備品を補助対象経費として交付確定しているものが1件あったことから、再審査を行い所要の措置を講じられたい。

イ 交付申請に必要な添付書類の整理について（意見）

本補助金交付要綱第7条において、交付申請時には集会所の建築等に係る設計図、工事の請負契約書の写しを添付することとされている。

しかしながら、当該書類の添付がされておらず、見積書、工事着工前の写真等の添付資料で交付決定を行っていたものが多数あったことから、交付申請の審査に必要な書類について整理されたい。

ウ 振込手数料の取扱いについて（意見）

令和元年度の総合支所起案の決裁において、振込手数料を含めた支払額を補助対象経費として交付確定しているものが1件あった。

当該費用を補助対象経費に含めて実績報告をしているものは他になかったことから、補助対象経費としての取扱いについて要綱等で明確にされたい。

エ 現地確認記録の作成について（意見）

実績確認の審査においては、職員が現地確認をしているとのことであったが、現地確認の実施を証明する資料が添付されずに交付確定されているものが多数あった。

現地確認の日時、確認者が確認できる写真を添付する等、書面上で確認ができる記録を作成し、適正に審査が実施されていることを明示されたい。

3 スポーツ推進委員会活性化事業補助金（スポーツ文化振興部スポーツ振興課）

(1) 目的

津市スポーツ推進委員会が実施する地域スポーツの振興事業及び指導者育成事業並びに当該委員会が参画する大会、講習会等に対して支援を行い、当該委員会の活性化及びスポーツの振興を図ることを目的とする。

(2) 補助金の内容

ア 補助事業者

津市スポーツ推進委員会（事務局：スポーツ振興課）

イ 補助対象経費

補助事業の運営費（食糧費を除く。）

ウ 補助金の算出基準

予算で定める額

(3) 予算・決算・交付件数の状況（単位：千円、件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	1,660	1,660	1,660
決算額	1,660	1,660	574
交付件数	1	1	1

(4) 補助金の審査方法

交付申請、交付確定ともに書類審査により行われていた。

(5) 講評

ア 書類審査の形骸化について（指摘）

(7) 不明確な補助対象経費及び補助金算出基準

交付確定時の事業報告書には、津市スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）のすべての事業が報告されており、会費収入を充当する事業と、市費充当とする事業は明確になっているが、各事業費に対する充当割合は明確になっていなかった。

また、津・久居・安芸・一志地区に分かれたブロック事業関係費について、領収書等が添付されていないため、決裁文書からは、市費充当経費の内容を確認することができなかった。

委員会と協議し、委員会における会費収入の使途の明確化を促すとともに、ブロック事業関係費については内規を策定するなど、補助対象経費及び補助金算出基準を明確化されたい。

(イ) 繰越金の増加

委員会の令和2年度収支決算書を確認すると、変更交付決定により、補助金額は、166万円から57万3,775円へと減額されてはいるが、繰越金額は、前年度繰越金59万9,882円から次年度繰越金96万1,464円へと36万1,582円増加している。

繰越金の増加分は全額会費収入によるものとのことであったが、交付確定額の妥当性が検証しにくい決算状況となっている。繰越金の取扱いについて、委員会と協議をし、真に必要な補助金額を精査されたい。

イ スポーツ関係団体に対する補助金の整理・見直しについて（意見）

平成30年度及び令和元年度において、委員会の収入として、津市スポーツ・レクリエーションフェスティバル事業実行委員会からの補助金が計上されていた（令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業が中止となっている。）。

同実行委員会に対しても市から補助金が交付されており、同実行委員会を経由して、委員会は事業費相当額の交付も受けている。

スポーツ関係団体間において、事業の実施体制や資金の流れが複雑化しており、補助金等の交付事務に求められる透明性及び客観性が確保されているとは言い難い状況となっている。

補助金に係る交付指針では、交付対象経費の公金の使途としての妥当性の観点から、「他団体への補助金等の社会通念上認め難い経費については、補助基準からは除外する」とされていることから、スポーツ関係団体における各事業の実施体制を整理し、各団体における真に必要な補助金額を精査することにより、透明性及び客観性の確保に努められたい。

4 生ごみ処理機等購入費補助金（環境部環境政策課）

(1) 目的

生ごみ処理機の普及を促進し、生ごみの資源化・減量化を図ることを目的とする。

(2) 補助金の内容

ア 補助対象者

津市に住所を有する個人

イ 補助対象経費

生ごみ処理機、コンポスト容器の購入経費

ウ 補助金の算出基準

生ごみ処理機については、購入金額に2分の1を乗じた額とし、2万5,000円を上限とする。

コンポスト容器については、購入金額に2分の1を乗じた額とし、



3,000円を上限とする。

(3) 予算・決算・交付件数の状況（単位：千円、件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	2,700	2,400	3,048
決算額	2,503	1,759	2,395
交付件数	149	115	162

(4) 補助金の審査方法

交付申請、交付確定ともに書類審査により行われていた。

(5) 講評

補助制度の積極的な周知について（意見）

補助制度について、平成30年度から販売店舗にチラシの設置を依頼する等周知を図っており、また、令和3年度から生ごみ処理機の貸出事業を開始する等努力が認められる。

しかしながら、津市一般廃棄物処理基本計画に基づき定められた生ごみ処理機等の導入世帯数に係る令和2年度の目標値は、累積500世帯となっているが、累積実績は426世帯であり、85%の達成率にとどまっている。

最終的な目標値である累積2,164世帯（令和9年度）を達成するため、より積極的な市民への周知、補助制度の工夫等により、生ごみ処理機、コンポスト容器の普及の促進に取り組み、生ごみの減量・減容化を図られたい。

なお、津市監査基準第17条第2項第2号の規定に基づき、監査した限りにおいて、補助金等の交付事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

5 早出遅出パート賃金補助金（健康福祉部子育て推進課）

(1) 目的

本市の区域内に存する民間保育所等に入所している児童の適正な保育の実施及び地域における子育て支援を推進し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 補助金の内容

ア 補助事業者

本市の区域内に存する民間保育所等（児童福祉法（昭和22年法

律第164号)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法第6条の3第10項及び第12項に規定する事業を行う施設であって、国又は地方公共団体以外の者が設置したもの。)

イ 補助対象経費

保育士(有資格者)の補助業務を行うパート職員の賃金

保育標準時間における延長保育を実施する保育所等は対象外とする。

対象職員は1人とし、次に掲げる勤務時間とする。

(7) 早朝パート賃金補助金

概ね午前7時30分から午前8時30分までの1時間とする。

(イ) 遅出パート賃金補助金

概ね午後5時から午後6時までの1時間とする。

ウ 補助金の算出基準

実支出金額と基準額(日額1,000円×実勤務日数)を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額。ただし、算出された補助金の額に小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 予算・決算・交付件数の状況

ア 民間保育所等運営事業(単位:千円、件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	1,608	1,614	1,206
決算額	1,404	1,374	1,044
交付件数	4	4	3

イ 民間認定こども園運営事業(単位:千円、件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	758	1,113	1,608
決算額	633	852	931
交付件数	3	4	3

(4) 補助金の審査方法

交付申請、交付確定ともに書類審査により行われていた。

(5) 講評

ア 補助金算出基準の明確化について（意見）

本補助金の補助金額は、事業者から提出された実績報告書の実支出額と基準額を比較し、少ない方の額を使って算出することになるが、実際に提出されている実績報告書の実支出額を確認すると、補助要件時間での実支出額で報告している園もあれば、補助要件時間以外の賃金分も含めて報告している園もあり、実支出額の算出方法が統一されていなかった。

これは、内規における補助要件は、早朝分が概ね午前7時半から午前8時半までの1時間、遅出分が概ね午後5時から午後6時までの1時間とされているが、補助金算出基準に基づく実支出額については、対象となるパート職員の1日分の実支出額での報告についても補助対象経費としてきたことによるものである。

これまで、園によって補助金算出基準の解釈が異なる実績報告がなされてきており、補助金交付事務に求められる公平性・透明性が確保されているとは言い難い状況となっていることから、本補助金交付事務の実情に即するよう、内規における補助金算出基準を見直されたい。

イ 交付申請に必要な書類に係る関係法令等の条文整理について（指摘）

本補助金は、津市社会福祉法人の助成に関する条例を根拠法令としており、助成を受けようとするときは、同条例第3条第1号から第5号までの規定による書類を申請書に添えて提出しなければならないこととされている。しかしながら、これらの添付書類は、本補助金には必要ないものとして提出は求めず、補助金交付を行っていたため、本補助金交付事務の実情に即するよう、交付申請に必要な添付書類に係る関係法令等の条文整理をされたい。

6 津うまみ発信事業支援補助金（商工観光部観光振興課）

(1) 目的

本市の食を通じた情報発信等を支援し、地域経済の発展と観光の振興を図ることを目的とする。

(2) 補助金の内容

ア 補助対象事業者

津ぎょうぎ協会等

イ 補助対象経費

事業費（情報発信に要する経費に限る。）

ウ 補助金の算出基準

予算の範囲内

(3) 予算・決算・交付件数の状況（単位：千円、件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	1,300	1,300	1,200
決算額	1,300	1,300	470
交付件数	1	1	1

(4) 補助金の審査方法

交付申請は書類審査、交付確定は書類審査及び現地確認により行われていた。

(5) 講評

ア 補助制度の周知・PRについて（意見）

本補助金は平成24年度に創設され、当初は津ぎょうぎ協会に対して交付されていたが、平成30年度から令和2年度までは、NPO法人津う郷育委員会に交付されており、補助事業者が固定化されている。

しかしながら、本補助金の目的は、本市の食を通じた情報発信等を支援し、地域経済の発展と観光の振興を図ることであるから、市内全域の団体・個人に補助制度の周知・PRを行うことにより、新たな情報発信を行う活動を発掘し、更なる本市の観光振興に努められたい。

イ 書類審査の形骸化について（指摘）

(7) 不明確な補助対象経費について

平成30年度及び令和元年度の実績報告及び添付された領収書を確認したところ、平成30年度の対象事業費298万6,452円のうち166万300円、令和元年度の対象事業費163万1,903円のうち89万1,652円が、B1グランプリ等のイベントに参加するための旅費及び宿泊費となっているが、どのイベントに何人が参加し、どのような交通手段を利用したか記載されていないものもあり内容が不明確であった。

また、交通手段がバス、電車、飛行機など参加者ごとに異なっている上、実績報告書と領収書だけでは誰がどの交通手段を利用したのか判別できない領収書や、参加者ごとに宿泊費が異なり、誰が宿泊したのか判別できない領収書も確認された。

加えて、観光振興課においても、これらの領収書の内容を補助事業者を確認することなく、領収書金額の総額が補助金交付決定額を上回っていることだけをもって交付確定を行っていた。

補助対象経費は、情報発信に要する経費に限るとされている中、補助金使途の大部分が旅費に充てられているため、旅費に対する補助上限額を定めるなど、情報発信に要する経費の対象範囲を明確化されたい。

(4) 適正な会計処理に基づく実績報告書の徴取について

平成30年度から令和2年度までの補助事業者は、NPO法人であるにもかかわらず、誰がいつどこで何に使用したのか判別できないものも含まれた大量の領収書コピーを添付しただけの実績報告書を提出していた。

このような実績報告書では、補助金等の交付事務に求められる透明性、客観性を確保した十分な審査を行うことはできないことから、NPO法人会計として、補助対象経費を適正に会計処理した会計帳簿の提出を求めるなど、適正な審査を行うことのできる実績報告書を徴取されたい。

(5) 交付申請における事業計画の確認について

補助事業者は平成30年度の事業計画として兵庫県明石市で開催されるB1グランプリイベント等に参加予定として交付申請を提出していた。

しかしながら、事前に変更申請を提出することなく当初の計画になかった長崎県対馬市や北海道札幌市のイベントに参加し、当該年度の補助対象経費163万1,903円の約3割に当たる53万3,080円の旅費を補助対象事業費として実績報告書を提出し、130万円の補助金の交付を受けていた。

このような状況では交付申請の審査が適正に実施されているとは言えないことから、事業計画を精査した上で交付申請を提出し、事業計画に変更が生じた際には変更申請を提出するよう補助事業

者に指導徹底されたい。

(イ) 支援の必要性の検証について

本補助金の補助事業者は補助金対象事業としているイベント等で物販を実施し収益を得ているが、本補助金の交付申請書や実績報告の収入の部には対象事業費と津市からの補助金の差額が自己負担として計上されているのみで内容の説明も記されていないかった。

補助事業者に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が縮小された令和2年度を除いて、固定された額が交付されているが、本来補助金は、事業の収入のみで事業が実施できなにか検討し、財政的支援が必要とされる場合にのみ交付すべきものであることから、補助事業者に事業に係る収入についての確認を実施し、支援の妥当性及び補助金額の適正額を検証されたい。

7 地区農政推進事業補助金（農林水産部農林水産政策課）

(1) 目的

地域の特色を活かし、地域に立脚した農政の推進を図り、地域の農業振興と農業経営の安定に資することを目的とした組織の取組に対し支援することを目的とする。

(2) 補助金の内容

ア 補助事業者

津北部、津中部、津南部、久居、河芸、芸濃、美里、安濃、香良洲、一志、白山、美杉の各地区における地区農政推進協議会（事務局：農林水産政策課及び各総合支所地域振興課）

イ 補助対象経費

地区の農業振興を図る上で必要となる事業に要する経費、協議会（地区の農業振興について協議し、津市の農業振興事業への反映を図るためのものに限る。）の開催に要する経費、津市の行う農業施策、農政関係調査等に協力するために要する経費

ウ 補助金の算出基準

地区の農業振興を図る上で必要となる事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が原則として10万円を超えるときは、10万円）、協議会の開催に要する経費に相当する額及び津市の行う農業施策、農政関係調査等に協力するために要する経費に相当す

る額を限度として、予算で定める範囲内

(3) 予算・決算・交付件数の状況（単位：千円、件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	512	536	0
決算額	512	536	0
交付件数	6	6	0

(4) 補助金の審査方法

交付申請、交付確定ともに書類審査により行われていた。

(5) 講評

ア 補助事業の適正な実績確認について（意見）

本補助金の補助対象経費の範囲については、交付要綱及び交付要綱運用基準では明確になっておらず、交付申請に添付する事業計画概要書の様式を別途定め、その中で対象経費を示している。

当該書類において、先進地視察研修に係る旅費については、バスの借上げ代、電車賃ほかとされているが、研修に必要とまでは言えないバスガイド代を含んだバス借上げ代を補助対象経費として交付決定しているものがあつた。

また、研修時に撮影した写真や研修先で配布された資料の添付のみで、事業成果が記されていない実績報告により交付確定をしているものがあつた。

先進地視察研修に対する補助金の交付にあたっては、補助事業の内容に疑念を生じさせないように、対象経費や事業成果の確認を徹底されたい。

イ 補助金の有効活用について（意見）

令和2年度において、地区農政推進協議会として活動があつた協議会は津北部、津中部、津南部、香良洲のみとなっており、その他の協議会は活動の実績が確認できなかった。

また、自己財源が不足している等の理由により、本補助金の平成30年度から令和2年度の間の実績は、津北部と津中部の地区農政推進協議会における特定の地区が毎年実施している先進地視察研修に偏っていた。

多くの地区において協議会が機能しておらず、一部の地区に利用が偏っている現状は、効果的に補助金が執行されているとは言い難

いことから、市内全域に効果的な支援ができるよう、補助金を有効に活用されたい。

## 8 市単土地改良事業補助金（農林水産部農業基盤整備課）

### (1) 目的

農業生産の基盤の整備等を図ることを目的とする。

### (2) 補助金の内容

#### ア 補助事業者

土地改良区、農業協同組合その他市長が適当と認める団体

#### イ 補助対象経費

次に掲げる事業費

(ア) 農業用排水等施設整備事業

(イ) 農道等整備事業

(ウ) ほ場等整備事業

(エ) ため池等整備事業

(オ) 農用地の改良又は保全事業

#### ウ 補助金の算出基準

交付対象経費の100分の80（辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促進計画に定められた事業については100分の90）に相当する額

### (3) 予算・決算・交付件数の状況（単位：千円、件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	19,600	19,600	17,120
決算額	19,597	18,913	16,615
交付件数	28	27	26

（注）総合支所予算分を除く。

### (4) 補助金の審査方法

交付申請、交付確定ともに書類審査及び現地確認により行われていた。

### (5) 講評

津市監査基準第17条第2項第2号の規定に基づき、監査した限りにおいて、補助金の交付事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。



9 名松線沿線地域魅力づくり活動事業補助金（美杉総合支所地域振興課）

(1) 目的

名松線沿線地域の魅力づくりにつながる活動を促進し、沿線地域の活性化を図ることを目的とする。

(2) 補助金の内容

ア 補助事業者

本市の区域内に事務所を有し、沿線地域の魅力づくりの促進に係る活動を行う団体又は本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に所在する事業所等に勤務する個人

イ 補助対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費（補助事業者の構成員等に帰属する食事代、燃料費、施設使用料等は除く。）

ウ 補助金の算出基準

交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が40万円を超えるときは、40万円）を限度とし、予算で定める範囲内（1,000円未満切捨て）

(3) 予算・決算・交付件数の状況（単位：千円、件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	600	610	448
決算額	600	510	448
交付件数	4	3	2

(4) 補助金の審査方法

交付申請については書類審査、交付確定については書類審査及び現地確認により行われていた。

(5) 講評

市内全域での補助制度のPRについて（意見）

本補助金は、名松線全線復旧を見据えた平成26年度に創設され、沿線地域の美化活動、イベント開催等を通じて、市内外からの観光客による名松線の利用促進、沿線地域の活性化に寄与してきた。

一方で、全線復旧から5年が経過し、補助事業者となる団体の所在地、補助対象事業の実施場所が美杉地域に固定化しつつある。

補助事業者は、本市に係る幅広い団体・個人が対象となることか

ら、市内全域の団体・個人に補助制度のPRを行うことにより、新たな沿線地域の魅力づくりにつながる活動を発掘し、名松線の利用促進、沿線地域の活性化に努められたい。

なお、津市監査基準第17条第2項第2号の規定に基づき、監査した限りにおいて、補助金等の交付事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

#### 10 青少年育成市民会議活動補助金（教育委員会事務局生涯学習課）

##### (1) 目的

青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、市民総ぐるみによる青少年育成運動を展開することを目的とする。

##### (2) 補助金の内容

###### ア 補助事業者

津市青少年育成市民会議（事務局：生涯学習課）

###### イ 補助対象経費

同会議における事業費（市民活動普及活動事業費）、事務費（需用費、通信運搬費）、旅費等の運営費を含めたすべての経費を対象とする。

###### ウ 補助金の算出基準

定額により額を決定する。

##### (3) 予算・決算・交付件数の状況（単位：千円、件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算現額	1,900	1,900	1,900
決算額	1,900	1,900	1,900
交付件数	1	1	1

##### (4) 補助金の審査方法

交付申請、交付確定ともに書類審査により行われていた。

##### (5) 講評

###### ア 補助対象経費及び補助金算出基準の明確化について（意見）

本補助金については、補助金を交付することに関し必要な事項を定める交付要綱が制定されておらず、補助対象経費の範囲及び補助金の算出基準が明確になっていない。

同会議の構成員が自家用車で市外への研修に参加した場合の交通

費支給は、走行距離に関係なく一律1,000円との口頭での申し合わせがあるだけで、旅費に対する補助金充当額についても、満額充当されている年度もあればそうでない年度もあった。

また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった中学生を対象としたリーダーズセミナーに係る予算分について、「子どもSOSの家」旗・オアシス運動旗作成事業における発注本数を、各小学校からの希望数ではなく、次年度以降への在庫を含めた本数に増やすことにより、補助金充当可能額を調整し、補助金190万円を使い切るような予算執行も確認された。

補助金交付事務としては、形式上、規程及び規則に基づき、適正な事務が執行されてはいるが、同会議に諮ることなく事業費間の予算流用がなされており、公金としての補助金が恣意的に使用されるリスクが潜在している。

補助金交付に求められる公平性・透明性の確保、市民に対する説明責任を果たせるよう、補助金交付要綱を制定するなど、補助対象経費及び補助金算出基準を明確にされたい。

#### イ 時代に即した新たな試みについて（意見）

補助金充当額の過半を占める「子どもSOSの家」旗作成事業について、平成10年度の取組開始後、20年以上が経過しているが、設置場所の管理、旗の交換、新規設置に必要な本数については、各小学校任せとなっており、同会議を所管する事務局として主体的な取り組みはなされていなかった。

また、毎年度、リーダーズセミナー等の同一事業が実施され、補助金額も190万円の定額となっている。事業の継続性は重要ではあるが、情報化社会の進展等により、青少年を取り巻く環境は大きく変化していることから、時代に即した新たな試みに取り組まれない。

## 第10 結び

今回、テーマを設定しての行政監査としては、初めての実施となった。補助金等の交付事務について、毎年度の定期・行政監査等における知見により踏み込んだ監査をした結果、様々な事務上のリスク、問題点が浮かび上がった。

監査対象となった多くの部局において、領収書等の実績報告書類が補助対象経費と認められるのか、十分な確認・審査が行われないまま、必要書類が揃っていないことをもって交付確定を行っているなど、書類審査が形骸化しており、補助金等の交付事務に求められる透明性、公平性及び客観性が担保されない事務の執行が散見された。

これは、令和3年5月27日に津市自治会問題に関する調査チームの弁護士から報告された最終報告書においても問題点として指摘されているところであり、補助金等の交付事務に係る不正が再発するリスクは、現在も全庁に潜んでいるおそれがあると言えよう。

同年6月に津市自治会問題対策推進会議を設置し、自治会問題における課題解決及び再発防止等に向けた体制強化を進められているところであるが、自治会問題に係る補助金審査・交付手続きの見直しを踏まえて、本市の補助金に係る全庁的な見直しの統一指針を策定するなど、補助金の必要性・効果を評価・検証する仕組みを構築されることを強く要望して、監査の結びとする。